# 令和8~10 年度 競争入札参加資格審查申請

(製造の請負等)

審査申請の手引き

〔申請要領〕

【新規申請用】

愛媛県

## 目 次

I	競争入札参加資格(製造の請負等)の申請について	3
	受付期間及び受付時間	. 3
	申請に関する留意事項	. 3
	資格の有効期間	. 4
	お問合せ先	. 4
	登録スケジュール(随時申請)について	. 5
	(1) 資格登録の時期について	. 5
	(2) 登録スケジュール(予定)	. 5
П	競争入札参加資格申請(製造の請負等)に必要な書類(添付書類)について	6
	添付書類一覧表	. 6
	提出方法について	. 7
Ш	[ 申請システムについて	8
	利用者登録について	. 8
	申請内容の審査に関する注意事項	. 9
IV	7 申請方法について	10
	入札参加資格審査申請手順について	10
V	「 添付書類について	38
	前回(令和5~7年度申請からの変更点)	38
	添付書類について	39
	添付書類の内容について	40
v	[ 審査結果の通知について	42

## 競争入札参加資格(製造の請負等)とは

愛媛県が発注する製造の請負、物件の売買、役務の提供その他の契約(建設工事及び森林整備課工事並 びにこれらに付随する測量、調査又は設計の業務委託に係る契約を除く。)に係る一般競争入札(オープ ンカウンターを含む)又は指名競争入札に参加するために必要な資格です。なお、資格を取得したことに より、自動的又は直ちに発注があるということではありませんので、ご留意願います。

## I 競争入札参加資格(製造の請負等)の申請について

## ★令和8~10年度競争入札参加資格審査申請から、システムによる電子申請となりました。

電子申請を行うためには、インターネットに接続できる環境が必要です。 (対応 0S は Windows 11 のみです。スマートフォンでの申請はできません。) また、申請に必要な書類(以下「添付書類」という。) を PDF 形式のファイルでシステムに添付していただく必要があるため、スキャナ等も必要になります。

※ やむを得ず、添付書類の電子データを申請システムに添付できない申請者においては、P7 の提出先まで郵送等により、すべての添付書類を提出してください。

## 受付期間及び受付時間

[定期受付] (令和8年4月1日登録のため一定期間を設け、一斉に申請を受け付けます。)

令和7年11月10日(月)から令和8年2月27日(金)まで(予定)

※ 土日、祝日及び年末年始(年末年始12月29日~1月3日)を除く。

[**随時受付**] (令和8年4月1日以降の新規登録や変更、登録削除の申請を受け付けます。)

定期受付終了後は随時申請を受け付けます。その場合は競争入札に間に合わないことがあります。 ※ 土日、祝日及び年末年始(年末年始12月29日~1月3日)を除く。

#### 〔受付時間〕

午前9時~午後8時(システムの稼働時間内)

※ やむを得ずこの時間内にシステムを停止する場合は、ホームページ等において通知します。

## 申請に関する留意事項

#### (1)申請内容の公表

入札参加資格を取得された方は、入札参加資格者名簿に登載し、県ホームページ等により、商号 又は名称及び当該法人の所在地(個人事業主にあっては事業所の所在地)を公表します。(受任者を 設置した場合には、受任者の内容を公表します。)

#### (2) 重複申請の禁止

申請は1法人1申請とします。本社と支店等で重複して申請しないようにしてください。 支店等の受任者で参加資格審査申請を行いたい場合は、本社が申請を行い、受任者登録で支店(営業所)等を設定してください。

## (3) 申請に用いる言語及び通貨単位

言語及び通貨単位は、原則として日本語及び日本国通貨に限ります。やむを得ず、外国語で記載しているものは、日本語の訳文を付記又は添付してください。金額欄は外国の通貨単位によらず、出納官吏員事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して入力してください。

## 資格の有効期間

登録日から令和11年3月31日まで(最長3年間)。登録日は次のとおりです。

- (1) 令和8年2月27日までに申請した場合 ⇒令和8年4月1日が登録日です。
- (2) 令和8年2月27日以降に申請した場合 ⇒P5「登録スケジュール(予定)」のとおりです。

## お問合せ先

## ★システムの操作方法に関すること (ヘルプデスク)

【定期受付期間中(令和7年11月10日(月)から令和8年2月27日(金)】

TEL: 0120-95-9445 (フリーダイヤル) 【随時受付期間中(定期受付終了後)】

TEL: 0570-01-1311

※ 受付時間:平日9時~18時

## ★利用者登録・利用者番号及びパスワード等に関すること

(やむを得ない事情により書面での申請を希望する場合もこちらまでお問合せください。)

愛媛県出納局会計課用品調達係 TEL: 089-912-2156

※ 受付時間:平日8時30分~17時15分(ただし、12時00分から13時00分を除く)

#### ★審査機関

申請者の住所(本社所在地)の区分によって審査機関が分かれています。申請に関するお問合せは、所管の審査機関までご連絡ください。

申請者の住所 ( <b>本社所在地</b> )	審査機関(提出先)	住所	連絡先
<b>愛媛県外</b> 松山市、伊予市、東温市、 久万高原町、松前町、砥部町	愛媛県出納局会計課 用品調達係	〒790-8570 松山市一番町 4-4-2	TEL 089-912-2156 (直通) FAX 089-943-6891
新居浜市、西条市、 四国中央市	東予地方局 地域産業振興部総務県民課 総務係	〒793-8516 西条市喜多川 796-1	TEL 0897-56-1298 (内線 205) FAX 0897-56-1308
今治市、上島町	東予地方局今治支局 総務県民室 総務県民・防災対策グループ	〒794-8502 今治市旭町 1-4-9	TEL 0898-23-2500 (内線 201) FAX 0898-24-1586
宇和島市、松野町、鬼北町、 愛南町	南予地方局 地域産業振興部総務県民課 総務係	〒798-8511 宇和島市天神町 7-1	TEL 0895-28-6102 (内線 205) FAX 0895-22-0576
八幡浜市、大洲市、西予市、 内子町、伊方町	南予地方局八幡浜支局 総務県民室 総務県民グループ	〒796-0048 八幡浜市北浜 1-3-37	TEL 0894-22-4111 (内線 204) FAX 0894-24-6271

※ 受付時間:平日8時30分~17時15分(ただし、12時00分から13時00分を除く)

※ 申請の補正指示については、審査機関から電話又はシステムを通じてご連絡します。

## 登録スケジュール(随時申請)について

## (1) 資格登録の時期について

原則2週間に1回行っており、登録日の前々日までに審査が完了している申請分を登録します。

## (2) 登録スケジュール (予定)

	令和8年度			令和8年度 令和9年度			令和 10 年度		
4月	10 日	24 日		2 日	16 日	30 日	14 日	28 日	
5月	8 日	22 日		14 日	28 日		12 日	26 日	
6月	5 日	19 日		11 日	25 日		9 日	23 日	
7月	3 日	17 日	31 日	9 日	23 日		7 日	21 日	
8月	14 日	28 日		6 日	20 日		4 日	18 日	
9月	11 日	25 日		3 日	17 日		1 日	15 日	29 日
10 月	9 日	23 日		1 日	15 日	29 日	13 日	27 日	
11 月	6 日	20 日		12 日	26 日		10 日	24 日	
12 月	4 日	18 日		10 日	24 日		8 日	22 日	
1月	8 日	22 日		7 日	21 日		12 日	26 日	
2月	5 日	19 日		4 日	18 日		9 日	22 日	
3月	5 日	19 日		3 日	17 日	31 日	9 日	23 日	

<sup>※</sup> 上記スケジュールは予定であり、変更することがあります。

## Ⅱ 競争入札参加資格申請(製造の請負等)に必要な書類(添付書類)について

「法人」の場合と「個人」の場合で、それぞれ添付する書類が異なります。詳しくは、本手引きの P38 以降をご確認ください。また、添付書類の詳細及び愛媛県様式 (★) については、県ホームページ (https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/85788.html) に掲載しています。

## 添付書類一覧表

「○」:必ず添付しなければならない書類 「△」:該当がある場合のみ添付する書類

「一」:添付が不要な書類

	)	申請	者別	2/2 Y— TAY HH	
	添付書類	法人	個人	発行機関	
<b>★</b> 1	令和8~10年度競争入札参加資格審査申請(製造の請負等) チェックリスト	0	0	_	
<b>*</b> 2	使用印鑑届 (愛媛県指定様式)	0	0	1	
3	納税証明書 (未納がないことの証明) 愛媛県税及び地方法人特別税・特別法人事業税 ※1	$\triangle$	Δ	愛媛県地方局 または支局	
4	納税証明書 (未納がないことの証明) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税	0	0	税務署	
5	納税証明書又は非課税であることを証明するもの 個人県民税 (愛媛県内)	ı	0	住民票のある 市町役場	
★6	障害者雇用状況整理表(愛媛県指定様式)	$\circ$	$\circ$	_	
7	履歴事項全部証明書	0	_	法務局	
8	ISO 認定が確認できるもの	Δ	_	_	
9	直前2年分の財務諸表	0	0	1	
10	身分証明書		0	住民票のある 市町村役場	
11	登記されていないことの証明書	_	0	法務局	
<b>★</b> 12	口座振替申込書兼債権者登録(変更)票 (通帳の写し等口座情報が分かるものを添付のこと) ※2	Δ	Δ	_	

- ※1 手のひら県庁「納税証明書の省略申込」手続きを行った場合、不要となります。 納税証明書の省略申込を行った場合には、手続き後、メールにて通知された整理番号を「1令和 8~10年度競争入札参加資格審査申請(製造の請負等)チェックリスト」に記載することとして ください。
- ※2 過去に競争入札参加資格(製造の請負等)を有している場合には、添付は不要です。 今回の令和8~10年度申請が、初めての場合または過去の申請時から口座情報が変更となる場合 に添付してください。

### 添付書類の提出方法について

入札参加資格審査申請システムでの申請に変更となったことに伴い、添付書類は電子データをシステム にアップロードすることとしています。

やむを得ず、添付書類の電子データをシステムにアップロードできない事業者においては、システム添付ファイル登録画面で「提出書類を郵送するため、添付ファイル登録は実施しません。」に必ずチェックのうえ、下表のとおり所管の提出先へ郵送等により提出することとしてください。

#### 【電子提出の場合】

- ・アップロードできるファイルは1つだけで、容量は10MBまでです。 (1つのPDFにまとめる、複数のPDFファイルをZip化するなど、1つのファイルとしてください。)
- ・一つの PDF にまとめる場合は、P6の表「添付書類」の番号順になるよう作成してください。 複数ファイルを Zip 化する場合は、個々のファイル名を添付書類の名称と一致させてください。
- ・「履歴事項全部証明書」「直前2年分の財務諸表」は必要箇所のみ添付してください。
- ・チェックリスト及び障害者雇用状況整理表については、入力のうえ、PDF 化するか Excel シートをそのまま添付してください。

(2使用印鑑届、12口座振替申込書兼債権者登録(変更)票にかかる通帳の写し等は、PDFファイルとしてください。)

## 【郵送提出の場合】

- ・ホッチキス留め等は外し、P6の表「添付書類」の番号順に並べて、提出してください。
- ・写しを提出する場合は、全て片面印刷としてください。
- ・提出された書類は、当方でデータ化してシステムにアップロードし、一定期間経過後に廃棄しますので、ご了承ください。 (機密文書として廃棄します。)

**<郵送提出先>** ※申請者の住所(本社所在地)により提出先が異なりますのでご注意ください。

申請者の住所 ( <b>本社所在地</b> )	提出先	住所	連絡先
<b>愛媛県外</b> 松山市、伊予市、東温市、 久万高原町、松前町、砥部町	愛媛県出納局会計課 用品調達係	〒790-8570 松山市一番町 4-4-2	TEL 089-912-2156 (直通) FAX 089-943-6891
新居浜市、西条市、 四国中央市	東予地方局 地域産業振興部総務県民課 総務係	〒793-8516 西条市喜多川 796-1	TEL 0897-56-1298 (内線 205) FAX 0897-56-1308
今治市、上島町	東予地方局今治支局 総務県民室 総務県民・防災対策グループ	〒794-8502 今治市旭町 1-4-9	TEL 0898-23-2500 (内線 201) FAX 0898-24-1586
宇和島市、松野町、鬼北町、 愛南町	南予地方局 地域産業振興部総務県民課 総務係	〒798-8511 宇和島市天神町 7-1	TEL 0895-28-6102 (内線 205) FAX 0895-22-0576
八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町	南予地方局八幡浜支局 総務県民室 総務県民グループ	〒796-0048 八幡浜市北浜 1-3-37	TEL 0894-22-4111 (内線 204) FAX 0894-24-6271

## Ⅲ 申請システムについて

申請システムについては、こちらのホームページにアクセスを行ってください。

(https://www.ebid-bes.pref.ehime.jp/Shinsei/main?uji.verb=startUp&madoguchiCode=M3800000)

※ システムの利用には、事前の利用者登録が必要です。

## 利用者登録について

(具体的な登録方法については、「愛媛県入札参加資格審査申請システム利用者登録の手引き」をご確認ください。)

① 令和5~7年度競争入札参加資格(製造の請負等)を有している方

令和7年11月4日付けで愛媛県会計課より入札参加資格者へ「利用者番号」及び「パスワード」を通知しています。 (利用者登録を行う必要はありませんが、申請者情報を登録する必要があります。「愛媛県入札参加資格審査申請システム利用者登録の手引き」の P21 以降を参考に、事前に申請者情報を入力してください。)

※ 令和5~7年度競争入札参加資格を有しているが、利用者番号が分からない場合は、愛媛県出納局会計課用品調達係までお問合せください。

② 今回申請が初めての方・過去に資格を有していたが、令和5~7年度競争入札参加資格 (製造の請負等)を有していない方

利用者登録を行い、「利用者番号」及び「パスワード」を取得してください。

③ 行政書士等、申請者以外の代理人が申請を行う方

利用開始申請(代理人)を行い、「利用者番号」及び「パスワード」を取得してください。

※ 令和5~7年度競争入札参加資格(製造の請負等)は有していないものの、令和7.8年度建設工事・コンサルの競争入札参加資格を有している事業者は、愛媛県出納局会計課用品調達係までお問合せください。

## 申請内容の審査に関する注意事項

- (1) 申請内容の修正等については、愛媛県の審査担当者(以下「審査担当者」という。)が、申請担当者へ電話又はシステムの補正指示によって連絡します。明らかな誤字、脱字等の軽微な修正の場合には、審査担当者において、職権訂正を行いますので、ご了承ください。
  - ※ 補正指示があった場合には、申請担当者のメールアドレス宛にシステムから修正依頼メールが 送信されます。
- (2) 補正指示によって申請情報を差し戻しされた場合で、**審査開始から一定期間が経過しても必要な補 正が完了しない場合には、申請を「不受理」とします**ので、審査担当者からの補正指示等について は、速やかに対応をお願いします。
- (3) 不受理となり、再度申請を行う場合には、改めて新規申請から行っていただくこととなります。
- (4) 申請に必要な添付書類については、全てをシステムに添付するか、若しくは、全てを郵送にて提出してください。 (一部のみシステム添付、一部のみ郵送の取扱いは受け付けません。)
- (5)審査は、共通項目と個別項目の2段階に分けて行われます。(申請は一度で完了します。) ※ それぞれの審査完了時にシステムから通知メールが送信されますが、進捗状況をお知らせする ためのものであり、名簿への登録決定の通知ではありませんので、ご注意ください。
- (6) 添付書類のうち、特に使用印鑑届については、印鑑の確認ができるよう印影がはっきり分かるよう にスキャナでスキャンしてください。印影が分かりづらい場合は、再添付いただく場合がありま す。
- (7) 申請後に申請内容の変更が生じた場合は、速やかに審査担当者に連絡し、その指示に従ってください。

## IV 申請方法について

## 入札参加資格審査申請手順について

入札参加資格審査申請システムへアクセスしてください。

(https://www.ebid-bes.pref.ehime.jp/Shinsei/main?uji.verb=startUp&madoguchiCode=M3800000)

## (1) システムログイン画面



## 入力内容 項目 ① 令和5~7年度競争入札参加資格(製造の請負等)を有している方 利用者番号・パスワード 令和7年11月4日付けで愛媛県会計課から通知している「利用者番 (詳しくは P8 を確認してく 号」及び「パスワード」でログインしてください。 ださい。) ② 今回申請が初めての方、若しくは、過去に資格を有していたが、令 和5~7年度競争入札参加資格(製造の請負等)を有していない方 利用者登録によって取得した「利用者番号」及び「パスワード」か らログインしてください。 ③ 行政書士等、申請者以外の代理人が申請を行う方 申請者が"自身の"「利用者番号」及び「パスワード」でログイン し、委任登録(次頁参考)してください。その後、代理人が、代理人 利用者登録によって取得した"代理人の"「利用者番号」及び「パス ワード」からログインしてください。

## (2) 提供サービス一覧画面 (申請者がログインした場合①)

### 150-100.9 排列15.0.00	部署(所属名)·役職名: 氏名 : 資格 太郎		申請を行う     □ 申請を行う     □ 期会を行う     □ 対象を行う     □ 対象を行き     □ 対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	委任一覧 盆 1	申請者情報	⇒ 🚺 ログ		
1985   1985	提供サービス一覧			② ヘルブ	令和07年10	月04日 14時:		
1985年   19	令和9*10年度 建設工事(県内)		変更申請	令和元年12月31日~ 令和81年12月31日	● 申請する	<b>委任する</b>		
中間		随時	団体追加	令和元年12月 <u>3</u> 1日~	● 申請する	景 委任する		
1887年   1888年   18			団体削除	令和元年12月31日~	● 申請する	委任する		
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##		申請窓口団体		中和81年12月31日				
200-10078 (182-1956)   387		定期	新規申請		● 申請する	委任す		
1987年   19			新規申請	令和元年12月31日~ 令和81年12月31日	● 申請する	景 委任す		
1887   1887	令和9*10年度 建設工事(県外)		変更申請	令和元年12月31日~	● 申請する	歩 委任す		
100   10		随時	団体追加	令和元年12月31日~	● 申請する	要任す		
##80月8   1898			団体削除	令和元年12月31日~	● 申請する	要任す		
1987年   19		申請窓口団体		中和81年12月31日				
### 新規申請 「定期受付」の期間終了後の新規申請はこちらから行ってください。  (本理		定期	新規申請	令和元年12月31日~ 令和81年12月31日	● 申請する	■ 委任す		
日本の			新規申請	令和元年12月31日~ 令和81年12月31日	● 申請する	□ 委任す		
日本201	令和9・10年度 測量・建設コンサルタント等		変更申請	令和元年12月31日~	● 申請する	歩 委任す		
特別   特別   特別   特別   特別   特別   特別   19   19   19   19   19   19   19   1		随時	団体追加		● 申請する	景 委任す		
1884年   18			可体削除		● 申請する	<b></b> 委任す		
1887年   18		申請窓口団体		₽₩181年12月31日				
		定期	新規申請	令和元年12月31日~ 令和81年12月31日	● 申請する	歩 委任す		
世界   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日			新規申請	令和元年12月31日~	● 申請する	長 委任す		
画面説明  空期 新規申請	令和8~10年度 製造の請負・物品・役務		変更申請	令和元年12月31日~	● 申請する	□ 委任す		
画面説明		随時	団体追加	令和元年12月31日~	● 申請する	□ 委任す		
画面説明				令和元年12月31日~		<b>季任す</b>		
定期 新規申請								
【申請する】から進んでください。  《代理人が申請する場合》 申請者が"自身の"利用者登録番号でログインした状態で、【委任する から利用者番号 (代理人)を入力して委任情報を登録してください。登録 後、委任登録番号が表示されますので、控えておいてください。(登録 る有効期限内であれば、委任者が申請手続きを行うことができます。) の後、代理人が"代理人の"利用者番号でログインし、【申請する】が進んでください。  「定期受付」の期間終了後の新規申請はこちらから行ってください。 登録済み申請情報に変更が生じた場合、こちらから変更申請を行います。 ※新規申請では使用しません。詳細は、「変更申請用」の手引きを確認してください。			年4月1日登録)の申請です。					
<ul> <li>《代理人が申請する場合》 申請者が"自身の"利用者登録番号でログインした状態で、【委任するから利用者番号(代理人)を入力して委任情報を登録してください。登後、委任登録番号が表示されますので、控えておいてください。(登録る有効期限内であれば、委任者が申請手続きを行うことができます。)の後、代理人が"代理人の"利用者番号でログインし、【申請する】が進んでください。</li> <li>道時 新規申請 「定期受付」の期間終了後の新規申請はこちらから行ってください。</li> <li>道時 変更申請 登録済み申請情報に変更が生じた場合、こちらから変更申請を行います。※新規申請では使用しません。詳細は、「変更申請用」の手引きを確認してください。</li> <li>道時 団体追加 こちらの機能は使用しません。</li> </ul>			≪申請者自身が申請する場合≫					
申請者が"自身の"利用者登録番号でログインした状態で、【委任するから利用者番号(代理人)を入力して委任情報を登録してください。登録後、委任登録番号が表示されますので、控えておいてください。(登録る有効期限内であれば、委任者が申請手続きを行うことができます。)の後、代理人が"代理人の"利用者番号でログインし、【申請する】が進んでください。  「定期受付」の期間終了後の新規申請はこちらから行ってください。  登録済み申請情報に変更が生じた場合、こちらから変更申請を行います。 ※新規申請では使用しません。詳細は、「変更申請用」の手引きを確認してください。  こちらの機能は使用しません。			【申請する】から進んでください。					
から利用者番号 (代理人) を入力して委任情報を登録してください。登後、委任登録番号が表示されますので、控えておいてください。 (登録る有効期限内であれば、委任者が申請手続きを行うことができます。) の後、代理人が"代理人の"利用者番号でログインし、【申請する】が進んでください。  「定期受付」の期間終了後の新規申請はこちらから行ってください。  登録済み申請情報に変更が生じた場合、こちらから変更申請を行います。 ※ 新規申請では使用しません。詳細は、「変更申請用」の手引きを確認してください。			≪代理人が申請する場合≫					
から利用者番号 (代理人) を入力して委任情報を登録してください。登後、委任登録番号が表示されますので、控えておいてください。 (登録る有効期限内であれば、委任者が申請手続きを行うことができます。) の後、代理人が"代理人の"利用者番号でログインし、【申請する】が進んでください。  「定期受付」の期間終了後の新規申請はこちらから行ってください。  登録済み申請情報に変更が生じた場合、こちらから変更申請を行います。 ※ 新規申請では使用しません。詳細は、「変更申請用」の手引きを確認してください。			由建老衫"白色办"利用老戏组采用或点说人人	した単能へ	「釆け十	7 1		
後、委任登録番号が表示されますので、控えておいてください。(登録る有効期限内であれば、委任者が申請手続きを行うことができます。)の後、代理人が"代理人の"利用者番号でログインし、【申請する】が進んでください。  「定期受付」の期間終了後の新規申請はこちらから行ってください。  登録済み申請情報に変更が生じた場合、こちらから変更申請を行います。 ※新規申請では使用しません。詳細は、「変更申請用」の手引きを確認してください。			中頭有が 旦身の 利用有金数角方(ログイン	した状態で、		21.		
後、委任登録番号が表示されますので、控えておいてください。(登録る有効期限内であれば、委任者が申請手続きを行うことができます。)の後、代理人が"代理人の"利用者番号でログインし、【申請する】が進んでください。  「定期受付」の期間終了後の新規申請はこちらから行ってください。  登録済み申請情報に変更が生じた場合、こちらから変更申請を行います。 ※新規申請では使用しません。詳細は、「変更申請用」の手引きを確認してください。			から利用者番号(代理人)を入力して委任情報	を登録してくカ	ぎさい。	登録		
る有効期限内であれば、委任者が申請手続きを行うことができます。) の後、代理人が"代理人の"利用者番号でログインし、【申請する】が 進んでください。  「定期受付」の期間終了後の新規申請はこちらから行ってください。  登録済み申請情報に変更が生じた場合、こちらから変更申請を行います。 ※新規申請では使用しません。詳細は、「変更申請用」の手引きを確認してください。  こちらの機能は使用しません。  こちらの機能は使用しません。								
の後、代理人が"代理人の"利用者番号でログインし、【申請する】が進んでください。  「定期受付」の期間終了後の新規申請はこちらから行ってください。  登録済み申請情報に変更が生じた場合、こちらから変更申請を行います。 ※ 新規申請では使用しません。詳細は、「変更申請用」の手引きを確認してください。  こちらの機能は使用しません。			<b>仮、安仕登録番号か表示されますので、控えて</b>	わいくくたさい	'。(登	球す		
の後、代理人が"代理人の"利用者番号でログインし、【申請する】が進んでください。  「定期受付」の期間終了後の新規申請はこちらから行ってください。  登録済み申請情報に変更が生じた場合、こちらから変更申請を行います。 ※ 新規申請では使用しません。詳細は、「変更申請用」の手引きを確認してください。  こちらの機能は使用しません。			る有効期限内であれば、委任者が申請手続きを	行うことができ	きます。	) マ		
進んでください。 「定期受付」の期間終了後の新規申請はこちらから行ってください。 登録済み申請情報に変更が生じた場合、こちらから変更申請を行います。 ※ 新規申請では使用しません。詳細は、「変更申請用」の手引きを確認してください。  こちらの機能は使用しません。				_				
道時 新規申請 「定期受付」の期間終了後の新規申請はこちらから行ってください。			の後、代埋人が"代埋人の"利用者番号でログ	インし、【甲貳	直する人	から		
道時 新規申請 「定期受付」の期間終了後の新規申請はこちらから行ってください。			進んでください					
道時 変更申請 登録済み申請情報に変更が生じた場合、こちらから変更申請を行います。 ※ 新規申請では使用しません。詳細は、「変更申請用」の手引きを確認してください。	海中 新祖 中 建			こ行ってノギュ	<del></del>			
※ 新規申請では使用しません。詳細は、「変更申請用」の手引きを確認してください。 直時 団体追加 こちらの機能は使用しません。	班时		「足期文刊」の期间於「後の析成中間はこりりか	り11つ ( \	<u> </u>			
※ 新規申請では使用しません。詳細は、「変更申請用」の手引きを確認してください。 直時 団体追加 こちらの機能は使用しません。	随時 変更申請		登録済み申請情報に変更が生じた場合、こちらから変更申請を行います。					
してください。 道時 団体追加 こちらの機能は使用しません。								
道時 団体追加 こちらの機能は使用しません。			※ 新規甲請では使用しません。詳細は、「変更	見申請用」の手	引きを確	<b></b> E 認		
道時 団体追加 こちらの機能は使用しません。								
			してください					
団体削除	There is a second of the secon							
四种 <b>的</b> 体								
<u> </u>	, ,,,							

## (3) 受任者情報検索画面(代理人がログインした場合②)

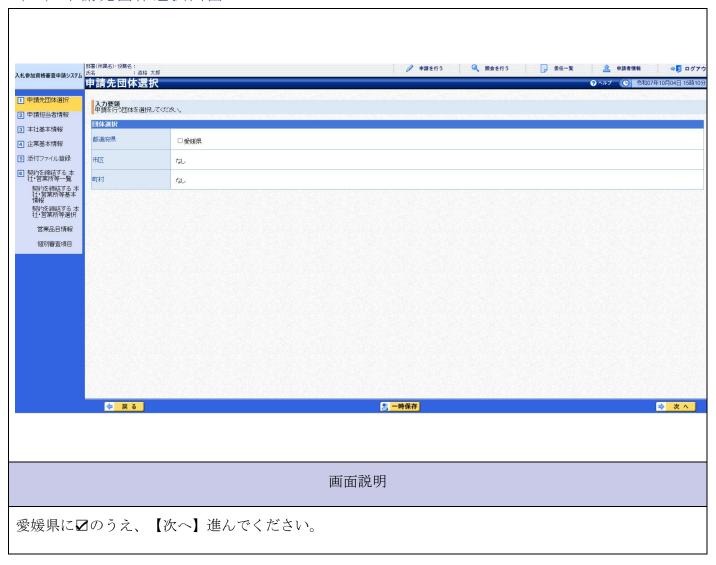


【受任一覧】をクリックし、委任登録番号を入力して検索してください。該当の登録案件詳細から【表示】へ進んでください。

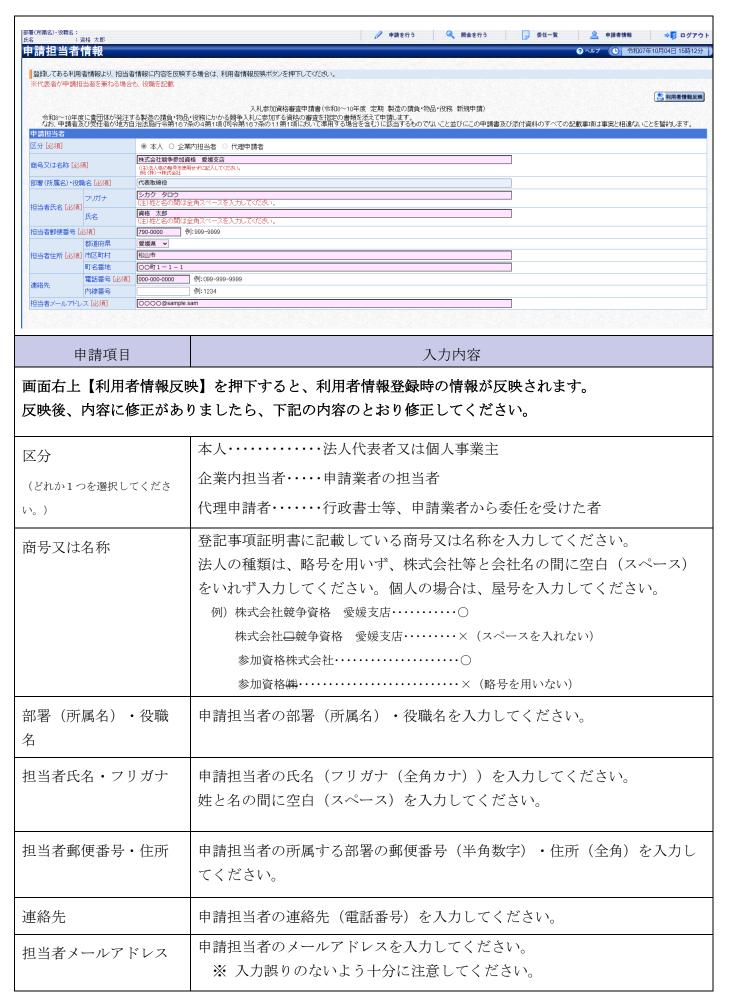
(委任登録番号は、申請者が委任登録を行った際に表示されています。委任登録を行った申請者へ番号の確認を行ってください。)



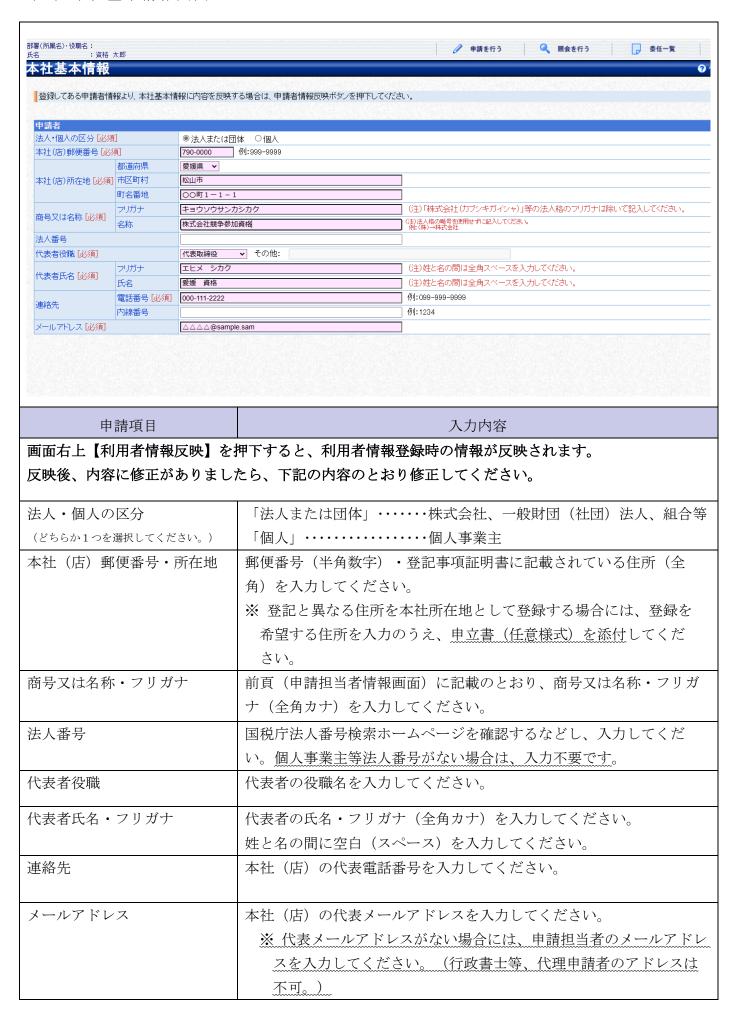
## (4) 申請先団体選択画面



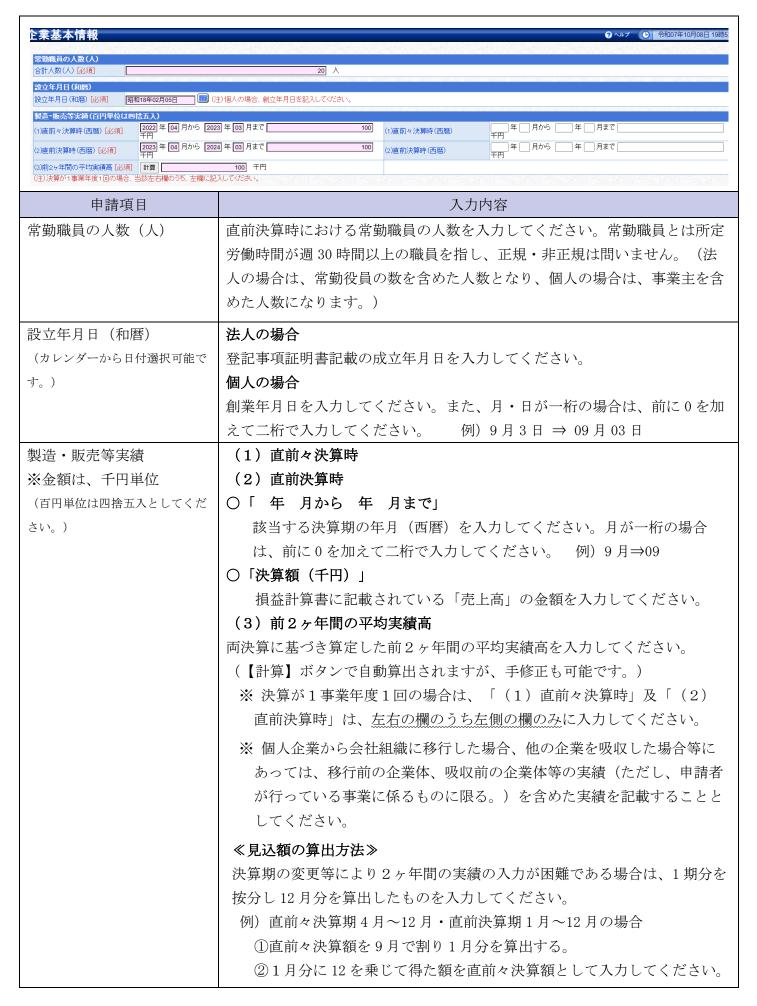
## (5)申請担当者情報画面



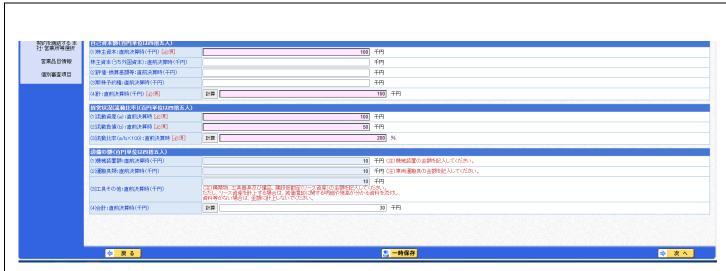
## (6) 本社基本情報画面



## (7)企業基本情報画面①



## (7)企業基本情報画面②



## 入力内容 申請項目 自己資本額 (1) 株主資本 ※金額は、千円単位 払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込 (百円単位は四捨五入としてくだ 証拠金を加え自己株式を減じた額を入力してください。 さい。) ○「有限会社」の場合 出資払込金、出資申込証拠金の額を入力してください。 ○「外資系企業」の場合 株主資本欄の下段に外国資本の額を内数で入力してください。 ○「組合」の場合 組合の基本財産と組合員の払込資本金に利益剰余金を加えた額の合計額を入 力してください。 ○「個人(所得税青色申告決算書により確定申告を行う者)」の場合 確定申告控えにある貸借対照表から、(事業主借十元入金+青色申告特別控 除前の所得金額)- (事業主貸で算出した金額)を個人事業者における「株 主資本」としてください。 その他、評価・換算差額等、新株予約権という概念が個人事業者の財務諸表 にないため、「(4)計」欄には同じ金額が入ります。 ○「個人(所得税の確定申告書Bにより確定申告を行う者)」の場合 確定申告書から確認できないため、自己資本額は「0」での申請となります。 (2) 評価・換算差額等

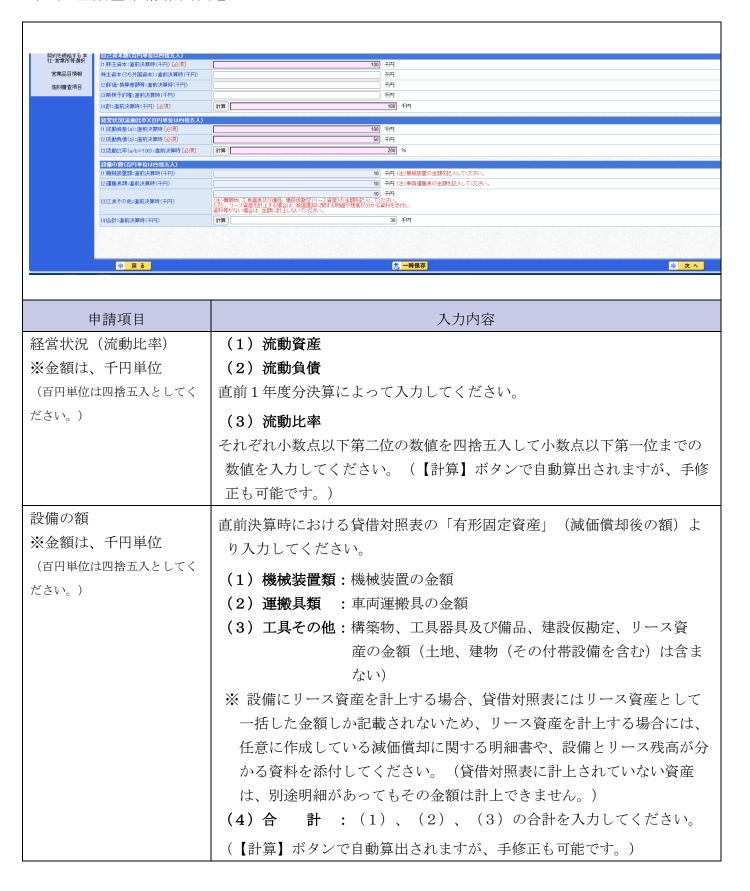
新株予約権があった場合にはその額を入力してください。

その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場

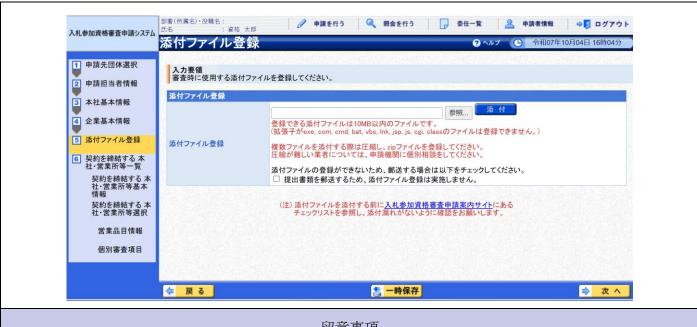
合には、その合計の額を入力してください。

(3) 新株予約権

## (7)企業基本情報画面③



## (8)添付ファイル登録画面



- 留意事項
- ○添付ファイル欄に書類を PDF ファイル等にしてアップロードしてください。
- ○システムの機能上、1ファイル(最大 10MB)しか添付できませんので、すべての添付書類をまとめて 1つの PDF ファイルを作成するか、圧縮(zip)ファイルにしてアップロードしてください。
- ○提出方法については、P7をご確認ください。
  - ※ 紙の書類を PDF データ化するためのスキャナ環境がない方、種類枚数が多くファイル容量が超過す る方など、やむを得ず郵送にて書類を提出する方は、【提出書類を郵送するため、添付ファイル登 録は実施しません。】にチェックし、次へ進んでください。
  - ※ 一部のみシステム添付、一部のみ郵送の取扱いは受け付けません。



○【参照】ボタンをクリックしてファイル選択後、【添付】ボタンをクリックしてファイル登録を行っ てください。

## (9) 契約を締結する本社・営業所等一覧画面

## ※受任者設置の要否等の入力は、こちらから行ってください。



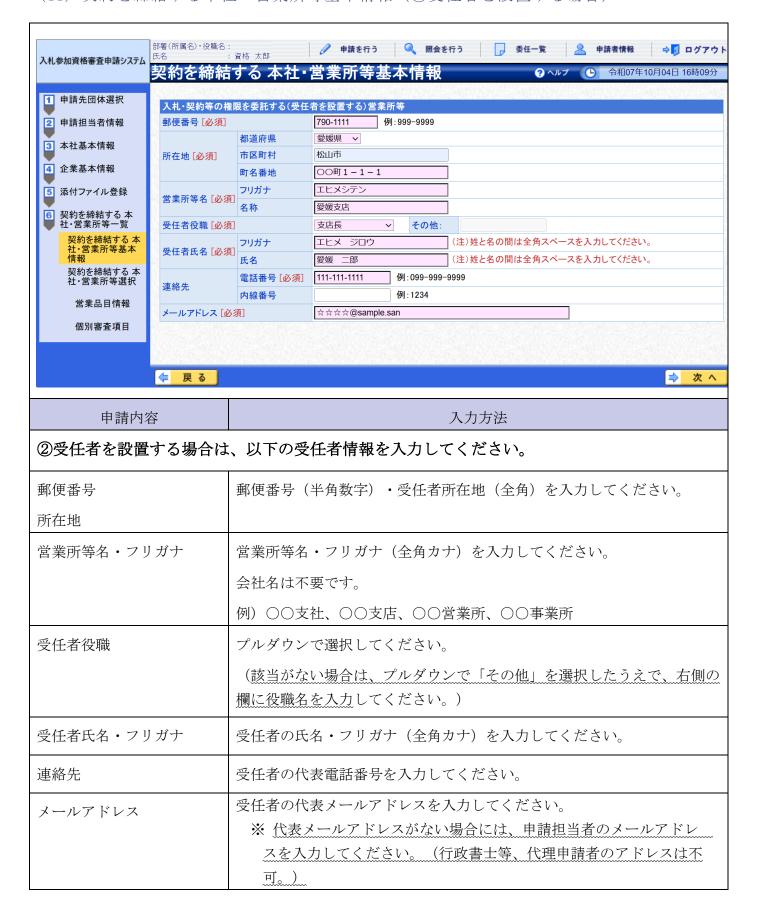
支店長など代表権を有する方以外の方で愛媛県との契約締結を希望する場合は、受任者を設置してください。受任者を設置すると、愛媛県との契約に関し、下記の権限について代表者から委任を受けているものとみなします。

- (1) 入札及び見積に関する一切の権限
- (2) 契約締結に関する一切の権限
- (3) 物品の納入及び引取りに関する一切の権限
- (4) 代金請求及び受領に関する一切の権限
- (5) 復代理人の選任に関する一切の権限
- (6) その他前各項に付帯する一切の権限

## (10) 契約を締結する本社・営業所等基本情報 (①本社が契約を締結する場合)



## (11) 契約を締結する本社・営業所等基本情報(②受任者を設置する場合)



## (12) 契約を締結する本社・営業所選択画面(情報入力後)



## (13) 営業品目情報



## ○ 営業品目の具体的事例

		営業品目	
資格の種類	コード		具体的事例
物品の製造 ※「物品の販	101	衣服・その他繊維 製品類	制服、作業服、礼服、寝具、テント、シート、絨毯、 カーペット、タオル等
売」の区分も製造と同様で、販	102	ゴム・皮革・プラ スチック製品類	ゴム、タイヤ、かばん、合成皮革等、FRP 製灯塔等
売のコードは	103	窯業・土石製品類	茶碗、湯呑、皿、ガラス、陶磁器等
「201~226」に なる	104	非鉄金属• 金属製品類	非鉄金属、金属、アルミ、銅、ステンレス、チタン、 ニッケル、鋼材、鋼管、ガードレール、パイプ、鉄 蓋、鋳鉄、鉛管、ビニール管、ボルト、ナット、ワイ ヤーロープ、刃物、手工具、ブイ(標体)等
	105	フォーム印刷	フォーム印刷(単票、伝票、連続、複写、ミシン加工、ビジネス帳票等)
	106	その他印刷類	シルクスクリーン、シール、パンフレット、はがき、 ハンドブック、地図製作、オフセット印刷、軽印刷等
	107	図書類	美術、活版、グラビア、雑誌、本、DVD、CD、図 書、刊行物、映像ソフト、書籍、新聞等
	108	電子出版物類	電子出版、PDF、電子書籍、CD-ROM、DVD-ROM等
	109	紙・紙加工品類	ポスター、パンフレット、はがき、DM、用紙、再生 紙、ハンドブック、製紙、紙製品、封筒、紙袋、段ボ ール等
	110	車両類	自動車、自動二輪、自転車、乗用車、公用車、貨物自動車、消防車、救急車、清掃車、散水車、除雪車、ブルドーザ、フォークリフト、トラクター等
	111	その他輸送・ 搬送機械器具類	航空機、ヘリコプター、自転車等
	112	船舶類	大型船舶、小型船舶、ヨット、カヌー、船舶用機械、 船舶部品、漁業船、調査船、ボート等
	113	燃料類	車両燃料、ガソリン、重油、 軽油、灯油、バイオ燃料、ガス、電気、薪、炭、潤滑 油等

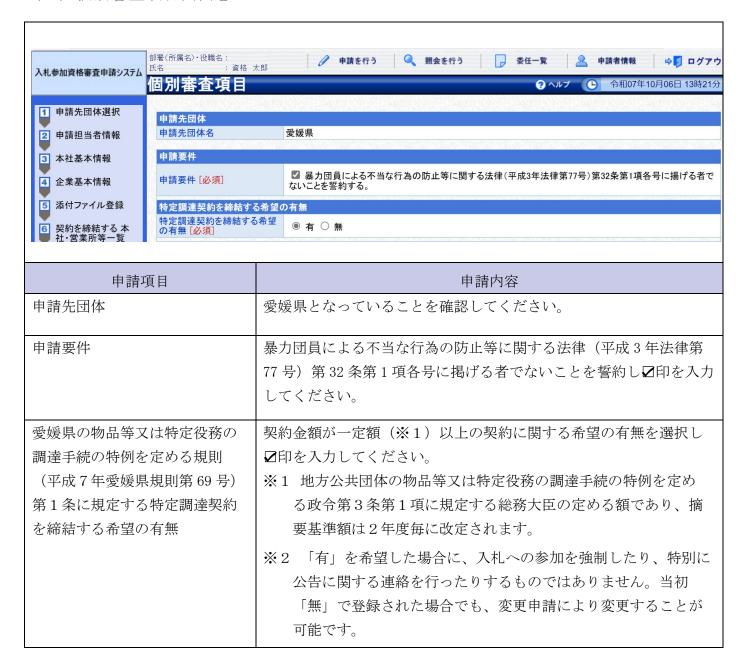
	営業品目		
資格の種類	コード		具体的事例
物品の製造 (続き)	114	家具・什器類	什器、木製家具、鋼製家具、建具、事務机、椅 子、箪笥等
※「物品の販売」の区分も	115	一般・産業用機器類	印刷機、製本機、ボイラー、エンジン、旋盤、溶 接、集塵、クレーン、印刷事業用機械器具等
製造と同様 で、販売のコ ードは「201~ 226」になる	116	電気・通信用機器類	家電機器、照明器具、通信機器、音響機器、配電盤、交通管制機器、レーダー、交換機、伝送装置、通信ケーブル、無線機、蓄電池、発電機、遠方監視装置、レーダー雨量装置、短波、長波、携帯電話、PHS等
	117	電子計算機類	パソコン、電卓、計算機、サーバ、ハードディス ク、メモリ、光学ドライブ、汎用ソフトウェア等
	118	精密機器類	X線、計量機器、測定機器、試験分析機器、理化 学機器、気象観測機器、質量測定機器、光学機器 等
	119	医療用機器類	医療機器、理化学機器、計測機器、測量機器、M RI、AED、介護機器、福祉機器医療用ベッド 等
	120	事務用機器類	細断機、複写機、穿孔機、OA機器等
	121	その他機器類	厨房器具、消火器具、消火装置、防災器具、自動 車検査用機械器具、林業用物品等、冷暖房機器
	122	医薬品・医療用品類	薬、医薬品、医療用消耗品、X線フィルム、検査 試薬、医療用ガス、ワクチン、治療薬等
	123	事務用品類	事務用品、文具、教材、印章等
	124 土木・建設・建築	土木・建設・建築材料	セメント、生コン、アスファルト、木材、石材、 砂利、ヒューム管、道路標識、カーブミラー、建 築金物、スノーポール、塗料等
	125	警察用装備品類	制服、衛服、警報装置、警棒、手錠、警察手帳、 銃器関係類、火薬、火工品、硬鉛、その他装備用 品
	126	その他	運動用具、雑貨、動物、肥料、飼料、農薬、食料 品、楽器、遊具、記念品、美術品、その他

	営業品目		
資格の種類	コード		具体的事例
4.0000	301	立木竹	
物品の買受け	302	その他	鉄屑回収、古紙回収、車両等買い取り等
役務の提供等	401	広告・宣伝	広告、宣伝、番組制作、映画、ビデオ、広 報、イベント企画等
	402	写真・製図	写真撮影、製図、設計、図面、製本等
	403	調査・研究	調査、研究、計量、計測、証明、統計、市場、交通、シンクタンク、文化財調査、検査、測量等
	404	情報処理	情報処理、入力、データ作成、バックアップ、システム保守、ソフトウェア保守、統計、集計、データエントリー、媒体変換等
	405	翻訳・通訳・速記	翻訳、通訳、速記、筆耕等
	406	ソフトウェア開発	プログラム作成、システム開発、WEBシ ステム構築、ネットワーク、オペレーショ ン等
	407	会場等の借り上げ	会議施設借り上げ、会場、イベント、設営 等
	408	賃貸借	事務、パソコン、機器、自動車、植物、動 物、情報機器、医療機器、
			イベント用品、建物、寝具、植木、物品等
	409	建物管理等各種保守管理	管理、建物保守、監視、清掃、造園、警備、廃棄物処理、害虫駆除、機器保守、電話交換等
	410	運送	タクシー、ハイヤー、荷造り、運送、倉 庫、旅行等
	411	車両整備	自動車、車両、航空機、ヘリコプター等の 整備
	412	船舶整備	船舶の整備
	413	電子出版	電子出版、CD-ROM、DVD-ROM 製作等
	414	その他	医事業務、検体検査、フィルムバッチ測定 等の各種業務委託、登記関連業務、クリー ニング、その他

## (14) 営業品目情報画面(主に希望する営業品目及び取扱品目)



## (15) 個別審查項目画面①



## (15) 個別審查項目画面②

# 記者区分
(1) 本社(店)所在地県内・県
かの別[必須]
(2) 県内事業所(営業所)等の
有無[必須]
(2) 県内事業所(営業所)等の
有無[必須]
(3) 受任者の設置の有無[必
項]
(3) 受任者の設置の有無[必
項]
(3) 受任者の設置の有無[必
項]
(4) 中小企業・大企業の別[必
⑥ 中小企業 ○ 大企業
(注)中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定に基づき、
該当する項目にチェックを付けてください。なお、個人は中小企業とします。

申請項目	申請内容				
申請者区分					
(1) 本社(店) 所在地	愛媛県内であるか、県外であるか該当するほうに☑印を入力してくださ				
県内・県外の別	٧١°				
(2) 県内事業所(営業所) 等の有・無	該当するほうに <b>☑</b> 印を入力してくださ 	. ( \ \ <sub>0</sub>			
(3) 受任者設置の有・無	   該当するほうに <b>☑</b> 印を入力してくださ				
	(登録の情報と一致するようにしてく	_			
(4) 中小企業・大企業の別	該当するほうに☑印を入力してくださ	· V v <sub>o</sub>			
	(参考)				
	中小企業基本法第2条第1項で規定	でする中小企業者の	範囲		
		(A) 資本金の額	(B) 常時使用す		
	業種	又は	る		
		出資の総額	従業員の数		
	① 製造業、建設業、運輸業その他				
	の業種	3億円以下	300 人以下		
	(②~④に掲げる業種を除く。)				
	②卸売業	1億円以下	100 人以下		
	③サービス業	5,000 万円以下	100 人以下		
	<b>4</b>	5,000 万円以下	50 人以下		
	※(A)、(B) いずれかに該当す	れば「中小企業」	とする。		

## (15) 個別審查項目画面③

2 申請担当者情報	ISO認証取得状況					
3 本社基本情報	ISO14001認証	□有				
4 企業基本情報	ISO9001認証	✓ 有				
5 添付ファイル登録	その他のISO認証(取得ISOの 種類)					
W	ワーク・ライフ・バランス等推進1	<b>企業</b>				
6 契約を締結する 本 社・営業所等一覧	(1) 女性活躍推進法に基づく認定	☑ えるぼし □ プ・	ラチナえるぼし □ 一般事業主行動計画策定企業			
契約を締結する 本 社・営業所等基本 情報	(2) 次世代育成支援対策推進 法に基づく認定	□ トライくるみん〔	□ くるみん □ プラチナくるみん			
契約を締結する 本 社・営業所等選択	(3) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定	□ ユースエール				
営業品目情報	(4) ひめボス宣言事業所認証制度	☑ ひめボス宣言事	業所 □ ひめボス宣言事業所スーパープレミアム			
	申請項目		申請内容			
ISO の認証取得状況						
IS014001 認証取得	<b>‡</b>		該当する場合は☑印を入力し、登録証の写しを 添付してください。			
IS09001 認証取得						
その他の ISO 認証	E取得		その他の種類を入力し、登録証の写しを添付し てください。			
ワーク・ライフ・バ	ワーク・ライフ・バランス等推進企業					
(1) 女性活躍推進	法に基づく認定	該当する場合は、該当の項目に☑印を入力して				
(2)次世代育成支	接対策推進法に基づく該     おおおおおおおおおおおおます。	ください。 ※ 認定書の写しは不要です。				
(3) 青少年の雇用	]の促進等に関する法律に					
(4)ひめボス宣言	事務所認定制度					

## (15) 個別審查項目画面④





## (16) 契約を締結する本社・営業所等選択画面(個別審査項目入力後)



契約を締結する本社・営業所名に間違いがないこと、申請先団体の愛媛県に**☑**がされていること、選択 状態が「選択済み」となっていることを確認し、【次へ】進んでください。

## (17) 契約を締結する本社・営業所等選択画面 (個別審査項目入力後①本社が契約を締結する場合)



## ① 本社が契約を締結する場合

【申請取消】に**②**が入っていないこと、【チェック】欄が「済」になっていることを確認し、【次へ】 進んでください。

# (17) 契約を締結する本社・営業所等選択画面 (個別審査項目入力後②受任者を設置する場合)



## ② 受任者設置する場合

(ア) 本社の行

【申請取消】欄に☑印を付け、【チェック】欄が「未」になっていることを確認してください。

(イ) 受任者の行

【チェック】欄が「済」になっていることを確認してください。

(ウ) (ア) (イ) に間違いがないことを確認し、【次へ】進んでください。

誤った受任者等の営業所を入力した場合には、該当の営業所名の申請取消欄に☑を付けたうえで、【次へ】進んでください。ただし、誤った営業所名のチェック欄が「済」になっている場合は、【選択】から進み、申請先団体の愛媛県✓を外したうえで、【次へ】進んでください。 (「済」が複数ある場合には、先に進めません。)

※ 契約を締結する本社・営業所等一覧画面 (P20) も参考にしてください。

## (18) 登録確認画面



入力した申請情報を確認し、<u>間違いがなければ【登録</u>】を行ってください。 入力内容を修正する場合、各項目横の【修正】ボタンから、該当の申請入力画面に戻ることができます。

※【印刷】ボタンで申請内容の印刷が可能です。

## (19) 結果表示画面



## 確認項目

申請が完了しました。

添付書類を郵送する場合は、チェックリストの受付番号入力箇所に受付番号下 5 桁を記入し、提出先へ 送付してください。

## V 添付書類について

添付書類をすべて揃えたうえ申請を行うこととしてください。 (本手引きの P6、P39 に添付書類一覧を掲載しています。)

## 前回(令和5~7年度申請からの変更点)

#### ・印鑑証明書の省略、印鑑届の見直し

令和5~7年度申請においては、印鑑届に実印と使用印鑑両方の押印を必須としていましたが、令和8~10年度申請より印鑑証明書を廃止し、印鑑届においては、使用印鑑届と改め、実印の押印を不要としました。

## ・委任状の廃止

受任者情報をシステム入力することとしたため、委任状は廃止しました。

## ・愛媛県税及び地方法人特別税・特別法人事業税(未納がないことの証明書)の省略

令和5~7年度申請においては、愛媛県(東予・中予・南予)地方局税務(管理)課又は同支局税務 室が発行した証明書を必須としていましたが、手のひら県庁「納税証明書の省略申請」を行うことによ り、納税証明書の添付を省略できるようになりました。(詳しくは P40 をご確認ください。)

## ・ワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定書類の省略

ワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定については、認定書類の写しの添付を求めていましたが、不要となりました。

#### ・口座振替申込書兼債権者登録(変更)票の様式変更

口座振替申込書兼債権者登録(変更)票の様式を変更し、届出印の押印及び金融機関確認印の欄を削除しました。今回の令和8~10年度申請が、初めての場合または過去の申請時から口座情報が変更となる場合に添付してください。(詳しくはP42をご確認ください。)

## 添付書類について

申請者種別	必須/該当	添付書類
法人	必須	・令和8~10年度競争入札参加資格審査申請(製造の請負等)チェックリスト
		・使用印鑑届
		・納税確認省略整理番号又は納税証明書(未納がないことの証明書)
		愛媛県税及び地方法人特別税・特別法人事業税
		★納税証明書の省略申込を行った場合、紙の納税証明書は不要です。
		<ul><li>・納税証明書(未納がないことの証明書)</li></ul>
		法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税(その3の3)
		・障害者雇用状況整理表
		・登記事項証明書(履歴事項全部証明書)※必要箇所のみ
		・直前2年分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書)※必要箇所のみ
	該当の場合	・ISO 認定が確認できるもの
		・口座振替申込書兼債権者登録(変更)票
個人	必須	・令和8~10年度競争入札参加資格審査申請(製造の請負等)チェックリスト
		・使用印鑑届
		・納税確認省略整理番号又は納税証明書(未納がないことの証明書)
		愛媛県税及び地方法人特別税・特別法人事業税
		★納税証明書の省略申込を行った場合、紙の納税証明書は不要です。
		・納税証明書(未納がないことの証明書)
		申告所得税及復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税(その3の2)
		・納税証明書(未納がないことの証明書)又は非課税であることを証明するもの
		個人県民税(愛媛県内)
		・障害者雇用状況整理表
		・直前2年分の財務諸表 ※必要箇所のみ
		・身分証明書
		・登記されていないことの証明書
	該当の場合	・口座振替申込書兼債権者登録(変更)票

- 公的機関が発行する書類(登記事項証明書等)については、発行日から受付到着まで3か月以内の ものに限ります。ただし、受付後、審査終了までに期限が到来した場合には再取得が必要です。
- 納税証明書について、その3の3は未納がないことの証明ですので、新設のため未だ決算のない場合及び非課税であっても取得可能です。なお、愛媛県税についても新設であっても取得可能です。
- 愛媛県税及び地方法人特別税・地方法人事業税の納税証明書については、愛媛県内事業所の有無を問わず必須となります。愛媛県以外の都道府県の納税証明書は必要ありません。また、令和7年11月から手のひら県庁の『納税証明書の省略申込』を行うことにより、証明書の添付を省略することができます。詳しくは、P40をご確認ください。

## (1)使用印鑑届(愛媛県指定様式)(必須)

「製造の請負等に係る競争入札への参加、契約の締結、代金の請求及び受領その他一切の商取引に 使用する印鑑」を、朱肉を使用して押印してください。

したがって、受任者を設置して、支店・営業所等へ入札及び契約締結等に係る権限を委任する場合は、使用印鑑欄へ受任者の印鑑(支店長印・営業所長印等)を押印することになります。

※ 使用印鑑は、社判のみは認めていません。社判を押印する場合は、例2のとおり(個人印との 併用)としてください。





- (2)納税証明書(未納がないことの証明・非課税であることを証明するもの(個人県民税))
- ア 愛媛県税及び地方法人特別税・地方法人事業税 (必須)
- ★ 令和8~10年度申請から、県ホームページで申請いただくことにより、愛媛県税納税証明書の添付 を省略することができるようになりました。

手のひら県庁(https://www.pref.ehime.jp/page/110503.html)より、「納税証明書の省略申込」を行っていただき、手続き後、送付されるメールに記載の整理番号12桁をチェックリストへ記入することとしてください。(県税事務所から審査機関へ納税情報が提供されますが、申込から納税状況が確認されるまで1週間程度要します。申請を急ぐ場合、従来の取扱いのとおり、下記機関で納税証明書を取得して、添付してください。)

申請者の住所	審査機関	住所	連絡先
愛媛県外 松山市、伊予市、東温市、 久万高原町、松前町、砥部町	中予地方局税務管理課	〒790-8502 松山市北持田町 132	089-909-8752
新居浜市、西条市、四国中央 市	東予地方局 税務管理課	〒793-8516 西条市喜多川 796-1	0897-56-5880
今治市、上島町	東予地方局今治支局 税務室	〒794-8502 今治市旭町 1-4-9	0898-23-2500(代)
宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町	南予地方局 税務課	〒798-8511 宇和島市天神町 7-1	0895-22-2502
八幡浜市、大洲市、西予市、 内子町、伊方町	南予地方局八幡浜支局 税務室	〒796-0048 八幡浜市北浜 1-3-37	0894-22-4111(代)

## イ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税(必須) (電子納税証明書を含む)

すべての申請者について、税務署窓口で発行された書面 (PDF ファイル) または電子納税証明書 (PDF ファイル) のいずれかを添付してください。

## ≪法人の場合≫

その3の3「法人税」並びに「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用

### ≪個人の場合≫

その3の2「申告所得税及復興特別所得税」並びに「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用

## ウ 個人県民税 (個人の場合)

(非課税である場合には、非課税)

個人が申請する場合に添付してください。法人の場合は不要です。住民票にある市町役場で取得してください。

## 【納税証明書に関する留意事項】

- <u>納税証明書に但し書きがある場合</u>、申請時点で納付期限が未到来であれば、申請が可能です。ただし、申請時点で納付期限が到来している場合は、納付が完了していることが証明できる書類等を添付してください。
- 納税の猶予制度の適用を受けられた方は、「納税の猶予許可通知書の写し」または「納税証明書 (その 1)」のいずれかを添付することで、申請が可能です。

## (3) 障害者雇用状況整理表(必須)

「障害者雇用状況整理表 作成方法」を参考に作成したうえで、システムに該当箇所を入力してください。

## (4)登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(法人の場合)

履歴事項全部証明書とは、商業登記法(昭和38年法律第125号)第6条第5号から第9号までに掲げる株式会社登記簿等に記録されている事項の証明書です。法務局で発行されたものを添付してください。

※ 履歴事項全部証明書のページ数が多い場合には、法人番号、商号、会社成立の年月日、代表取締役(当該申請における代表者名)、発行元、発行年月日が記載されているページのみを添付してください。

## (5) 直前2年分の財務諸表(必須)

決算期到来直後など、最新の決算書が作成中などにより添付できない場合には、添付可能な最新の ものから2年分添付してください。

#### ≪株式会社等の場合≫

決算後の貸借対照表、損益計算書を意味します。

※ 決算書類のページ数が多い場合には、貸借対照表の流動資産、流動負債、自己資本額が分かる箇 所と損益計算書の売上高が分かるページのみを添付してください。

## ≪公益法人の場合≫

毎年度、各会計基準に規定された書式で作成された、決算後の貸借対照表、正味財産増減計算書、 収支計算書(損益計算書)、財産目録等を意味します。

#### ≪組 合 の 場 合≫

通常総会等により確定した、貸借対照表、損益計算書を意味します。

## ≪個 人 の 場 合≫

個人事業主が税務署へ申告を行う、所得税青色申告決算書や所得税の確定申告書を意味します。

- ※ 通帳の写し等は不可とします。
- (6) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを証する書類 (個人の場合)

成年被後見人(禁治産者)又は被保佐人(準禁治産者)でないこと及び破産の通知を受けてないことを証明するために、次の2種類の書類が必要となります。

## ア 市町村役場の交付する「身分証明書」

平成12年3月31日までに登記されていないこと及び破産者でないことの証明

## イ 法務局の交付する「登記されていないことの証明書」

平成12年4月1日から証明日までに登記されていないことの証明

## (7)口座振替申込書兼債権者登録(変更)票(該当)

次のいずれかに該当する場合に添付してください。

- ア 今までに一度も競争入札参加資格を取得したことがない場合
- イ 過去に入札参加資格を取得したことがあり、債権者登録もしているが、登録時から、口座振 替先の金融機関、預金種別、口座番号、口座名義(フリガナ)に変更が生じている場合
- ※ 本登録(変更)票の申込者欄については、受任者がいる場合は受任者の内容を記入してください。
- ※ 「預金種別、金融機関名、店舗名、口座番号及び口座名義人(フリガナ)」が確認できる金融機関が発行した書面・通帳及び取引明細書等の写し(インターネットバンキングの場合は、口座振替先の内容が確認できるページのスクリーンショット等)を添付してください。

#### VI 審査結果の通知について

審査結果は、後日、「競争入札参加資格審査結果通知書」(郵送)により通知します。 なお、受任者情報を登録した場合には、受任者宛に通知します。